

トクベ〜倶楽部会員規約

第1条（目的）

この規約は、株式会社徳島大正銀行（以下、「当行」といいます）が当行に普通預金口座をお持ちの25歳未満の個人の方で、当行所定の条件を満たしたお客さま（以下、「会員」といいます）にサービスを提供する「トクベ〜倶楽部」（以下、「当倶楽部」といいます）の運営・管理に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条（会員資格）

- （1）当倶楽部へ加入いただける方は、当行に普通預金口座をお持ちの0歳から20歳までの間に入会申込書により申込をいただいた個人のお客さまとします。
- （2）会員資格は、当倶楽部へ加入いただいてから25歳を迎えるまでの期間を有効とします。
- （3）会員には当倶楽部の会員証を発行します。
- （4）以下の事由に該当した場合、当行はいつでも会員資格を取り消すことができるものとします。
 - ①会員が会員規約に違反した場合
 - ②当行への届出内容に虚偽があった場合
 - ③その他、会員として不適当と当行が判断した場合

第3条（入会金・年会費等）

当倶楽部の入会金・年会費は無料とします。

第4条（会員へ提供する特典等）

- （1）当行との取引実績に応じて所定のポイントを付与します。累積したポイント数に応じてJCB商品券等に交換できます。
- （2）会員を対象とした抽選会や各種セミナーにご参加いただけます。また抽選によりイベントチケット等をプレゼントいたします。
- （3）上記（2）の特典についてはポイント累積数にかかわらず、当行所定の条件を満たした会員を対象とします。

第5条（ポイントの対象取引）

ポイントの対象となる取引項目と付与ポイントは以下のとおりとします。

本ポイントは金融事情の変化ならびに当行の都合により、変更する場合があります。この場合は、当行は事前にホームページ等により公表し、個別の通知は行いません。

（1）イベントポイント

ポイントの種類		付与時期	付与ポイント
取引 イベント	入会	入会時にポイントを付与	500pt
	初回 NISA 口座開設	取引実績の翌月にポイントを付与	1,000pt
	初回積立投資信託契約	取引実績の翌月にポイントを付与	1,000pt
	初回給与振込受取時 ※18歳以上で、3ヵ月連続で 7万円以上の給与振込受取 実績がある方	取引実績の翌月にポイントを付与	5,000pt
	初回本人メールアドレス登録	取引実績の翌月にポイントを付与	300pt
ライフ イベント	誕生日（17歳まで毎年）	誕生月にポイントを付与	100pt
	入学（小・中・高）	該当年4月にポイントを付与	300pt
	成人祝い（18歳）	誕生月にポイントを付与	500pt

(2) 残高ポイント

項 目	ポイント
預金（普通+定期） 月末残高	100 千円につき 1pt (ただし、5,000 千円以上は一律 50pt)
投資信託月末残高	50 千円につき 1pt (ただし、3,000 千円以上は一律 60pt)

(3) 取引項目ポイント

項 目	ポイント	付与基準
給与振込	5pt	取引実績の翌月にポイントを付与
トモニカードの契約 ※	5pt	

※トモニカード（株）発行のクレジットおよびデビットの契約が両方ある場合は、それぞれに対しポイントを付与します。なお、デビットについて、当倶楽部にご登録いただいている普通預金口座が決済口座となっている場合のみポイントを付与します。

第6条（ポイントの付与方法）

次の場合にポイントを付与します。（最大 30,000pt まで）

(1) 「イベントポイント」

a. 取引イベント

- ①当倶楽部にご入会いただいた場合。（入会時にポイントを付与します）
- ②当倶楽部の会員で、NISA 口座を開設していただいた場合。（初回のみ）
- ③当倶楽部の会員で、積立投資信託の契約をしていただいた場合。（初回のみ）
- ④18歳以上の当倶楽部の会員で、3ヵ月連続で7万円以上の給与振込受取実績がある場合。（初回のみ）
- ⑤当倶楽部に本人メールアドレスを登録いただいた場合。（初回のみ）

※イベントポイント②③④⑤は、取引実績の翌月10日に付与します。

b. ライフイベント

- ①当倶楽部の会員が、17歳を迎えるまでお誕生月の10日に付与します。
- ②当倶楽部の会員が、4月1日時点で小学校（満6歳）・中学校（満12歳）・高校（満15歳）へ入学される年齢の場合4月10日に付与します。
- ③当倶楽部の会員が、成人（18歳）を迎えるお誕生月の10日に付与します。

※ライフイベントポイント①②③は、該当月の前月末時点で会員資格がある場合に付与します。

(2) 「残高ポイント」、「取引項目ポイント」

毎月月末時点における対象取引を当行所定の基準でポイントに換算し、翌月10日に付与します。

- (3) ポイント保有限度を 30,000pt とし、30,000pt を超える部分については失効するものとします。なお、ポイントが特典に交換され 30,000pt を下回った場合は、上限まで再度ポイントの付与が可能です。

第7条（ポイントの確認）

付与されたポイントの残高は、年2回当行所定の時期にあらかじめご登録いただいた E メールアドレスへお知らせするほか、当行営業店にて確認いただけます。営業店で照会いただく際は、会員証を呈示してください。

第8条（ポイントの交換）

- (1) 会員は付与されたポイント数の累計が 1,000pt 以上になった場合、申し出により当行が提供する特典と交換することができます。
- (2) ポイントを特典に交換した後は、交換の取消しはできません。

第9条（特典との交換方法）

会員証ならびに所定の申込書を当行窓口（インストアブランチを含む）に提出していただき、特典と交換（郵送）いたします。

第10条（会員証紛失時の取扱）

会員証を紛失、または盗難された場合は、当行所定の書面によりただちにその旨を届け出るものとします。

第11条（届出事項の変更）

氏名、住所、電話番号に変更があった場合には、当行所定の書面等によりただちに届け出てください。なお、Eメールアドレスに変更があった場合には、ホームページからの変更手続きまたは当行窓口までお申し出ください。

第12条（退会）

- （1）会員が25歳に達した月の末日をもって当倶楽部を退会するものとします。
- （2）当倶楽部申込店における会員名義の普通預金口座が解約されたときは、当倶楽部も退会されたものとみなします。
- （3）上記（1）以外の理由により当倶楽部を退会する場合は、当行営業店において退会の申請手続きを行い、会員証を返却するものとします。
- （4）退会時、累計ポイントが残っている場合、退会時にそのポイントは失効するものとします。ただし、25歳到達に伴う退会については、退会日から1年以内に申し出を行うことにより特典と交換することができるものとします。

第13条（規約の変更）

- （1）当行の都合により、当規約を変更することがあります。この場合、当行は事前にホームページ等により公表し、個別の通知は行いません。
- （2）前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第14条（本倶楽部の終了）

当行は金融事情の変化ならびに当行の都合により、当倶楽部の活動を終了することができるものとします。この場合、当行は事前にホームページ等により公表し、個別の通知は行いません。

第15条（合意管轄）

会員と当行との間で訴訟の必要が生じた場合、当行本店の所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

以 上

令和7年8月5日改定